

裁判官派遣に関する取決め書

最高裁判所（以下「甲」という。）及び国立大学法人千葉大学（以下「乙」という。）は、法科大学院への裁判官及び検察官その他的一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法」という。）第4条第1項の規定等に基づき、裁判官が乙の設置する法科大学院（以下「派遣先法科大学院」という。）の教授等の業務を行うことに関して、次のとおり取決めを締結する。

（派遣の実施）

第1条 甲は、乙からの派遣の要請の内容を十分考慮した上で、派遣先法科大学院において別紙第1で定める教授等の業務を行う裁判官（以下「派遣裁判官」という。）を指定する。

2 乙及び派遣裁判官は、協議の上、派遣裁判官が派遣先法科大学院においてこの取決めの定めるところに従って教授等の業務を行うことの合意に達した場合には、その旨の契約を締結する。

3 前項の契約においては、この取決めに反する内容を定めることはできない。

（派遣の期間）

第2条 派遣裁判官が派遣先法科大学院において教授等の業務を行う期間（以下「派遣期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、派遣期間が満了したときは、教授等の業務は終了する。

（派遣の終了）

第3条 甲は、以下に定める事由に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、派遣裁判官が教授等の業務を行うことを終了するものとする。

- 一 法第5条第2項の規定により、派遣裁判官が行う教授等の業務を継続することができないか又は適当でないと認める場合
 - 二 派遣裁判官が裁判官の地位を失った場合
- 2 派遣裁判官が派遣先法科大学院における教授等の地位を失う場合には、乙は、あらかじめ甲にその旨を通知するものとする。
 - 3 前項の場合を除き、第1項各号に該当する場合には、甲は、乙にその旨を通知するものとし、甲から乙にその通知がされたときに、乙と派遣裁判官との間の契約も終了するものとする。
 - 4 第1項の規定により派遣裁判官が教授等の業務を行うことを終了する場合で、第2条に定める派遣期間の終期が到来していないときは、乙からの事前の派遣要請に基づき、甲及び乙は、更に派遣裁判官の指定について協議するものとする。ただし、教授等の業務の終了が乙の責めに帰すべき事由によると認められる場合は、この限りではない。

(業務内容等)

第4条 派遣裁判官の派遣先法科大学院における教授等の地位、勤務日数又は勤務時間数、業務を行うべき場所及び業務の内容は、別紙第1のとおりとする。

(服務)

第5条 乙は、派遣裁判官に対し、法、裁判所法（昭和22年法律第59号）及びその他の法令並びにこの取決めに反する業務を命じてはならない。

- 2 派遣期間における教授等の業務に係る派遣裁判官の服務は、法、裁判所法及びその他の法令によるほか、この派遣の性質に反しない限りにおいて乙における国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則に定めるところによる。

(出張)

第6条 乙は、派遣裁判官に対し教授等の業務として出張を命じる場合には、事前に甲と協議するものとする。

2 前項の出張の費用は、乙が負担する。

(勤務条件)

第7条 派遣裁判官は、派遣期間中、乙から、その教授等の業務に係る報酬その他一切の給与の支払を受けないものとする。

2 前項に定めるほか、派遣裁判官の派遣期間における勤務時間、休暇等の勤務条件及び福利厚生の利用等については、別紙第1及び別紙第2によるほか、この派遣の性質に反しない限りにおいて乙における国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則に定めるところによる。

(業務災害及び通勤災害)

第8条 派遣裁判官の派遣期間における教授等の業務にかかる業務上の災害及び派遣先法科大学院への通勤による災害については、裁判官の災害補償に関する法律

(昭和35年法律第100号) の定めるところによる。

なお、同法が準用する国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第6条第1項に基づく損害賠償の請求権の行使を妨げるものではない。

(派遣の状況の報告)

第9条 乙は、甲からの求めに応じ、法第6条第2項の規定による納付金の金額の算定の基礎とするため、派遣裁判官が教授等の業務を行った日数又は時間数について報告しなければならない。

2 乙は、甲からの求めに応じ、派遣裁判官の勤務条件及び業務の遂行状況について報告するものとする。

(取決めの変更)

第10条 甲及び乙は、この取決めを変更することを希望する場合には、相手方に対し、変更を必要とする理由を示した上で、変更の申し出を行うことができる。その結果、取決めを変更する場合には、甲において派遣裁判官の同意を得た上で、その旨の取決めを締結するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この取決めを証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年3月13日

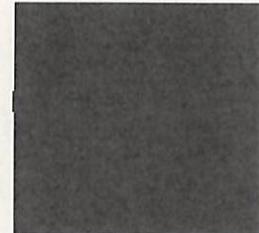
甲 最高裁判所

事務総長 堀 田 真哉



乙 国立大学法人千葉大学

学長代行 中 谷 晴



(別紙第1)

1 派遣裁判官の派遣先法科大学院における教授等の地位

非常勤講師（非常勤教員）

2 教授等の業務を行うのに必要な日数又は時間数

年間約25時間

3 教授等の業務を行うべき場所

千葉大学西千葉キャンパス（千葉市稲毛区弥生町1番33号）

4 教授等の業務の内容

(1) 授業の担当

担当科目	民事実務基礎1
単位数	2/3単位
授業時間数	令和6年度 4月～9月 90分授業15回のうち5回
出勤を要する日	上記期間中の5週に、週あたり1日の合計5日

担当科目	民事実務基礎2
単位数	8/15単位
授業時間数	令和6年度 10月～2月 90分授業15回のうち4回
出勤を要する日	上記期間中の4週に、週あたり1日の合計4日

(2) 教授会・カリキュラム編成会議等への出席の要否

必要

[教育方法（ファカルティ・デベロップメント）研究会（前期・後期各2時間合計4時間）]

[「民事実務基礎1」担当者会議（1回 2時間程度）]

[「民事実務基礎2」担当者会議（1回 2時間程度）]

(3) (1) 及び (2) のほか教授会等の業務として特記すべき事項

授業実施前のガイダンス等への出席（およそ1時間）

(別紙第2)

1 交通費の取扱い

教授等の業務を行うために必要と認められる範囲で乙が実費を支給する。

2 研究費の取扱い

派遣裁判官には支給しない。

3 研究室の利用等

派遣裁判官は、派遣先法科大学院における共用の講師控室の利用が可能である。

また、乙において、派遣裁判官が利用できる図書、コピーカード等を適宜整備する。

裁判官派遣に関する取決め書

最高裁判所（以下「甲」という。）及び国立大学法人千葉大学（以下「乙」という。）は、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号。以下「法」という。）第4条第1項の規定等に基づき、裁判官が乙の設置する法科大学院（以下「派遣先法科大学院」という。）の教授等の業務を行うことに関して、次のとおり取決めを締結する。

（派遣の実施）

第1条 甲は、乙からの派遣の要請の内容を十分考慮した上で、派遣先法科大学院において別紙第1で定める教授等の業務を行う裁判官（以下「派遣裁判官」という。）を指定する。

2 乙及び派遣裁判官は、協議の上、派遣裁判官が派遣先法科大学院においてこの取決めの定めるところに従って教授等の業務を行うことの合意に達した場合には、その旨の契約を締結する。

3 前項の契約においては、この取決めに反する内容を定めることはできない。

（派遣の期間）

第2条 派遣裁判官が派遣先法科大学院において教授等の業務を行う期間（以下「派遣期間」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、派遣期間が満了したときは、教授等の業務は終了する。

（派遣の終了）

第3条 甲は、以下に定める事由に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、派遣裁判官が教授等の業務を行うことを終了するものとする。

- 一 法第5条第2項の規定により、派遣裁判官が行う教授等の業務を継続することができないか又は適当でないと認める場合
 - 二 派遣裁判官が裁判官の地位を失った場合
- 2 派遣裁判官が派遣先法科大学院における教授等の地位を失う場合には、乙は、あらかじめ甲にその旨を通知するものとする。
 - 3 前項の場合を除き、第1項各号に該当する場合には、甲は、乙にその旨を通知するものとし、甲から乙にその通知がされたときに、乙と派遣裁判官との間の契約も終了するものとする。
 - 4 第1項の規定により派遣裁判官が教授等の業務を行うことを終了する場合で、第2条に定める派遣期間の終期が到来していないときは、乙からの事前の派遣要請に基づき、甲及び乙は、更に派遣裁判官の指定について協議するものとする。ただし、教授等の業務の終了が乙の責めに帰すべき事由によると認められる場合は、この限りではない。

(業務内容等)

第4条 派遣裁判官の派遣先法科大学院における教授等の地位、勤務日数又は勤務時間数、業務を行うべき場所及び業務の内容は、別紙第1のとおりとする。

(服務)

- 第5条 乙は、派遣裁判官に対し、法、裁判所法（昭和22年法律第59号）及びその他の法令並びにこの取決めに反する業務を命じてはならない。
- 2 派遣期間における教授等の業務に係る派遣裁判官の服務は、法、裁判所法及びその他の法令によるほか、この派遣の性質に反しない限りにおいて乙における国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則に定めるところによる。

(出張)

第6条 乙は、派遣裁判官に対し教授等の業務として出張を命じる場合には、事前に甲と協議するものとする。

2 前項の出張の費用は、乙が負担する。

(勤務条件)

第7条 派遣裁判官は、派遣期間中、乙から、その教授等の業務に係る報酬その他一切の給与の支払を受けないものとする。

2 前項に定めるほか、派遣裁判官の派遣期間における勤務時間、休暇等の勤務条件及び福利厚生の利用等については、別紙第1及び別紙第2によるほか、この派遣の性質に反しない限りにおいて乙における国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則に定めるところによる。

(業務災害及び通勤災害)

第8条 派遣裁判官の派遣期間における教授等の業務にかかる業務上の災害及び派遣先法科大学院への通勤による災害については、裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)の定めるところによる。

なお、同法が準用する国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第6条第1項に基づく損害賠償の請求権の行使を妨げるものではない。

(派遣の状況の報告)

第9条 乙は、甲からの求めに応じ、法第6条第2項の規定による納付金の金額の算定の基礎とするため、派遣裁判官が教授等の業務を行った日数又は時間数について報告しなければならない。

2 乙は、甲からの求めに応じ、派遣裁判官の勤務条件及び業務の遂行状況について報告するものとする。

(取決めの変更)

第10条 甲及び乙は、この取決めを変更することを希望する場合には、相手方に対し、変更を必要とする理由を示した上で、変更の申し出を行うことができる。その結果、取決めを変更する場合には、甲において派遣裁判官の同意を得た上で、その旨の取決めを締結するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 この取決めに定めのない事項及びこの取決めに疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この取決めを証するため、甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和6年3月13日

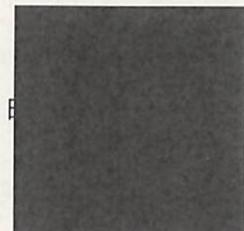
甲 最高裁判所

事務総長 堀 田 眞哉



乙 国立大学法人千葉大学

学長代行 中 谷 晴



(別紙第1)

1 派遣裁判官の派遣先法科大学院における教授等の地位

非常勤講師（非常勤教員）

2 教授等の業務を行うのに必要な日数又は時間数

年間約10時間

3 教授等の業務を行うべき場所

千葉大学西千葉キャンパス（千葉市稲毛区弥生町1番33号）

4 教授等の業務の内容

(1) 授業の担当

担当科目	刑事模擬裁判
単位数	12／15単位
授業時間数	令和6年度 9月集中 90分授業15回のうち6回
出勤を要する日	前期、9月集中期間に合計3日（公判前整理手続についての1回分を1日、公判手続についての5回分を2日に分けて行う。）

(2) 教授会・カリキュラム編成会議等への出席の要否

必要

〔「刑事模擬裁判」担当者会議（1回 1時間程度）〕

(3) (1) 及び (2) のほか教授会等の業務として特記すべき事項

特になし

(別紙第2)

1 交通費の取扱い

教授等の業務を行うために必要と認められる範囲で乙が実費を支給する。

2 研究費の取扱い

派遣裁判官には支給しない。

3 研究室の利用等

派遣裁判官は、派遣先法科大学院における共用の講師控室の利用が可能である。

また、乙において、派遣裁判官が利用できる図書、コピーカード等を適宜整備する。